

ね。

はい。

407 業界の皆さんは指名されたら辞退はしないんですか。

いや、しないということはないですね。する場合もありますけど。

408 ゆゆしき事態になるかもしれないと分かってても辞退することがあると。

はい、それはその会社の考え方ですから。

被告代理人千野

409 有永さん、中島さんという方は、刑事裁判を受けていた当時、沖電気の社員だったかどうか、これは御存じでしょうか。

・・・いや、お二方はもう沖電気の社員ではなかったと思いますが。

すいません、記憶がちょっと。

410 刑事裁判が始まる前に、あなたが、警察など、検察などで作られた調書の内容について、このお二方とかその弁護人から問い合わせがあったというようなことはありますか。

いや、それはないです。

411 それから、平成12年9月に、電気興業に約2億7000万ぐらいの見積りを出したということが陳述書に書かれていますね。

はい。

412 この控えは今ございますか。

あると思うんですけど、私はそこまで確認して今日臨んでおりませんので。

413 あるとすれば会社にあるんですか。

と思います。

414 同じ年の12月8日に現場説明会があつて仕様書を見せられたとき、9月に提出した見積書と、仕様とか規模とか、それは余り差がなかったというふうに思われたんですか。

そうですね、全くイコールではなかったと思うんですけども、ほとんど差がないということですね。

415 それで、陳述書によると、9月に出された見積書を基に予定価格を推測したと、こういうことが書かれてあるんですね。

はい。

416 この9月に出した見積書というのは、厳密な原価計算とか、原価が幾らぐらいかかるとかいった形での計算での見積りではないんですか。

そのときは、いわゆる営業ベースで考える機器の単価というのがありまして、それは長い間の営業の中で自然と収れんされて決まってる価格なので、それで基づいてやりました。でも、そのときに原価計算の依頼、原価計算は工場の方に依頼するものですから、ちょっと出したかどうかというのは、はっきりとは覚えてない。

417 分からないんですね。

はい。

甲第8号証の8添付の湯布院見積書を示す

418 甲第8号証の8の42ページ、添付の湯布院見積書を示します。ちょっと分からないので教えてください。この送価という欄と、その左にFCという欄があるでしょう。このFCというのは何なんですか。

これは、工場がものを買ってきて払う材料費。だから、工場での購入価格みたいなものですね。工場の経理に言わせると、ちょっと違うと言われるかもしれませんが、私はそのように理解しておりました。

419 事業部が作成した原価計算は1億5000万ぐらいで、平成12年9月に提出した見積書という約2億7000万円というものと、かなり差がありますよね。

はい。

420 ちょっとお伺いしたいのは、こうしたときに応札価格をどうやって決めるか

なんですけれども、これほどどちらを基に決めるんでしょうか。何を基準に応札価格を決めるかということを知りたいんです。

やはりそれは、えいやって言ってしまえば、お客様の予算ですね。お客様の予算がこれだけあって、こういうふうに絞って行って、こちら辺がお客様の希望価格じゃないかと。それが原価より下であれば、これはもう応札はできないわけです。だから当然、原価が幾らなのかということも見据えながら、比較して決めていくわけです。

421 多分会社の利益も上乘せをしないといけないと思うので、値引き率というんですか、ネットというんですか、当初の見積りを出したとしても、それからどの程度まで値引きをしたら工事としてはやれるだろうという見込みというんですか、そんなのがあると思うんですけど、そういうものは大体どれぐらいとかいうのはあるんですか。

値引きですか。

422 はい。例えば2億7000万円で一応見積りを出しますよね。

今回は15%ですかね。値引きをさせていただいてと言ったらおこがましいんですけど、積算した金額が3億になったんですが、お客様の方の予算が15%ぐらいカットしてるのではなかろうかと、そういう予測の下に15%を、言い方を変えれば値引きをさせていただいたというふうに言えるかとも思うんですけど。

423 積算した見積りが3億というのは、予定価格を見積もったうえでということですよ、予定価格を推測したうえで3億を。

いや。予定価格を推測して3億ではないんです。飽くまでも、見積りといえますか、積算をした金額が3億。ですから、ちょっと言い方を変えれば、積算が3億ですから、3億でお買い上げいただければメーカーとしては非常にありがたいんですけども。先ほどおっしゃられたように、そこに町の御予算というのもありますし、当然値引きが入っ

てくるわけです。じゃあ、その値引きはどれぐらいなのかなというのを見るわけですね。

424 その値引きの許容限度というんですか、許容率というのはどれぐらいまでというのはないんですか。

それは、ですから、値引きの許容限度・・・。

425 それはあんまり基準としてはないんですか。

ええ。私ら現場の営業は、その事業に会社の経費が幾らぐらい必要に
なんだというのとは分からないんですよ。それは、会社としての経理部
門が考えることなので。ですから、幾らまでだったら赤字になるか
というの、正直なところ、現場の営業マンとしては分からないですね。
説明が難しいというか、うまくできない。

426 例えば、今回3億と見積もって、それから20%の値引きをしようというふう
に考えたときには、例えば、本社に決裁を上げないといけないとか、そう
いうことになるんですか。

それはなりませんですね。

427 どのレベルで決められるんですか。

・・・いいかげんと思われるかもしれませんが、あんまりそういう
ことを深く考えてないですよ。防災無線の場合は、同じ機械をたく
さんお納めする。同じものが何か所にもあるという、そういうシステ
ムなんでですね。

被告代理人大森

428 今の話の続きなんですけども、この2億4950万円については、あなた自
身があなたの判断で決めた数字なんでしょう。

はい、そうです。

429 決めるときに、利益が出るか出ないかというような分析はしないんですか。

そのときは、1億5000万ぐらいの原価と、原価というのはコスト

ですね、というのは分かっておりましたので。

430 今回は会社の方から、あなたの判断で決めてよいと言われて決めた数字ということなんですけども、あなたが決めれば、全く会社の決裁というのは要らないんですか。

・・・要らないです。最終的には要りますけど、現場での即対応というレベルですから、現場の長にそこら辺の最終的な判断は任せられているということですね。

431 今の最終的には要るといえるのはどういう意味ですかね。

それは、会社としては、やっぱり書類のそういう決裁文書というのは必ず残しておく必要がありますので、それはそういう金額だったという書類は残しておくということですね。

432 もう1点。予定価格の推定方法で、会社なりのものかあなたなりのものか分かりませんが、防衛施設庁の補助を受けてる案件は15%カットとの感触を得ておりということをおあなたの陳述書に書かれてあるんですけども、これはどういうことなんですかね。

これは今回の湯布院町さんの御計画の中で15%カットだというふうにしたわけではありません。防衛庁補助という事業が全国であちらこちらあるんですけども、そういう実績というか、結果をいろいろ見ておりましたり、いろんな業界情報というんでしょうか、そういう営業マンとして知り得た情報、バックデータの中で総合すると、どうも15%はカットしなくちゃいけないみたいだと、そういう、根拠というのは、明確な根拠というのはいないんですけども、飽くまでも営業マンとしてのそういう判断というんですか、情報の中でやりました。

433 他の事例を見たらうえて、カット率を自分なりに決めているというか、そういう意味ですか。

はい。

裁判官力元

434 平成12年の11月ころなんですけれども、中島さんとの間で指名業者のメンバーについての相談があったと、そういった警察官の調書の記載があるんですけれども、その中で、松下電器やNECは除外した方がいいですといったような説明をしましたと供述調書には書かれているんですけれども、そのような話はしてますか。

した記憶はありません。

435 してないというのは、中島さんにも説明してないということなんですか。

はい。

436 供述調書の中には、メモ用紙に8社の名前を書いて、松下とNECのところにバツをつけたといったような具体的な記載がされてるんですけれども、これは全部うそだということですか。

私はそのような話はしておりません。

437 この内容は確認されて、調書の署名とかをしてるんですよ。

ええ、全般的にはそういったところがあったんですけども、もうサインはしました。

438 うそだけれども、そこはサインしたんですか。

はい。何度もいろいろ申し上げても、聞き入れていただけませんでしたし、非常に追い詰められた状況の中で、せざるを得ないと思いました。

439 あと、指名の通知があった後、あなたがほかのメーカーの担当者の方と電話をしたということで、その内容について、具体的に2億6000万円以上の応札価格をあなたから指示されたと、そういった話を各担当者の方が警察官あるいは検察官の前で話してるようなんですけれども。あなたのお話ですと、ほかのメーカーの営業担当者さんは顔見知りで、営業仲間だということなんですけれども、そういったあなたが言わば談合を主導したようなことを供述

する理由って、何かあるんですか。

いや、ないと思いますが。個人的に恨まれてるかどうかというのは分かりませんが。

440 特に思い当たらないですか。

はい。

441 今はどういったお仕事をされてるんですか。

今は普通の営業マンをやっております。電気機械の販売をやっております。

442 沖電気の関連会社か何かですか。

いや、関連会社ではありません。

裁判長

443 福岡の別会社というのは、その電気機械の会社ということですね。

はい。

444 それは、沖電気とは資本関係はないんですか。

ございません。

445 退社されたのは、定年退職か何かですか。

いえ、中途退職です。

446 自分で辞められたんですか。

はい。

447 会社から紹介されて、今の会社に行ったとかいうことはないんですか。

紹介というか、こういうところがあるぞというような話は会社からしていただきました。

448 じゃあ、一応何か対立して辞めたわけではなくて、中途退社して紹介してもらったと、そういう感じですか。

はい。実は私の母親が昨年ぐらいからちょっと病気になりまして、そのときは私は東京にいたんですけども、どうしても母一人、子一人な

もんですから、看病せないかんということがありまして、会社の方に、福岡の方に戻りたいんだという願いをして、たまたまその段階では福岡の方に空席がなかったので、じゃあこういうところがあるけどと何社か挙げられた中で、私もすぐ母親を入院させらないかんだったもんですから、そこにお世話になることにして、すぐ辞めました。

449 あと、中身の話ですけど、乾電池の点が非常に沖電気は売りだったということでしたね。

はい。

450 これは、開発されたのは何年ごろか覚えてますか。

すいません、具体的には。その1年・・・阪神淡路大震災が契機になったというのは、製品情報というか、社内のいろんなあれで聞いてはおったんですけども、具体的に何年かというのまでは分かりません。

451 先ほどの話では、開発費とか、そういうものはそんなに要らない特質というか、そんな印象を受けたんですけど、違うんですか。

すいません、それはちょっと私の説明不足かもしれませんけども、部品代はそんなにかからないと思うんです、乾電池を何でも使えるというのは。ところが、そういうものを機械の中に組み込むための設計費、そういうのはもろもろ開発というんですけども、それはかなりのお金がかかると思います。

452 この事件の当時、それを備えてたのは沖電気だけだったということですね。

はい。

453 ほかの会社が同様のものを備えだしたのはいつごろですか。

それも、営業情報としての知識の範囲なんですけども、湯布院町さんが終わって2年後ぐらいで、カタログか何かで見たような記憶はあります。

454 あなた自身は、この業界は非常に専門みたいな世界で、他社の製品も非常に

研究とかをされてるんじゃないんですか。

それはやっておりますけども、細かいところの具体的なことは、そのときになれば一生懸命考えるんですけども、通常の営業の中では余り。今この段階で、このメーカーがこういうのを出したというのは、余り記憶には残らないです。

455 今の記憶では、2年後ぐらいに出た記憶があるということですか。

飽くまでも大ざっぱな記憶ですけど。

456 あと、コストの件ですけど、先ほどの証言をお聞きすると、1億5000万が原価だと。その上、積算された3億までの間の1億5000万。ある意味で、それは何かかなり融通のきく幅の額のような感じがしたんですけど。証人自身も、どの辺が限界点だとかいう認識が全然ないんですね。

先ほど言いましたように、会社として経費が幾ら、その工事というか事業にかかるかというのは、私どものレベルでは分からないんです。そういう思いがあるんでちょっと限界点はよく分からないというふうに申し上げました。

457 例えば、3億を2億5000万に下げるにしてもかなりの減額だと思うんですけど、そういうのは利益率とか、ある意味で販管費ですか、アバウトなども全然つかまないうで出しちゃっていいもんなんですか。

はい。それは不思議に思われるかもしれませんが、大体そういうやり方でずっとやってきておりました。たまにはその結果を見て、上司から叱責されることもありますけど。

被告補助参加人代理人

458 先ほど原告代理人の方から、あなたの取調べのときに、贈賄の関係で調べられたと。それで、贈賄に関する調書がずっと、甲第8号証の7、8とできてるんですが、この中身は、あなたが中島さんとか有永さんと一緒にやって、しっかり分かっている事実に関してだったんですか。贈賄に関するいろんなこ

とを、つまり江藤さんたちと会ったりなんかしているいろいろやってたという、そういうことに関して、あなたはただ一緒にやったんだろうという形で、その点でも無理に調書が作られてるということなんではないんですか。そのことはどうですか。

はい。全般的にはそうだと思います。

459 比較的この調書の中で合ってる部分というのはありますか。あなたが実際に言ったことで調書が作られてるという部分がありますか。

最初に江藤さんに会って、どうもあんまり信用できない人物だとか、そういったところは何点かあるのはありましたけども。

460 甲第8号証の7の方で、あなたが町の方に売込みといいたまいますか、営業活動をやってますね。

はい。

461 その部分の供述が入ってますよね。

はい。

462 そのあたりはどうですか。

町に対する営業活動をやっていたのは事実です。

463 そのあたりのことは比較的合ってるけれども、あとは大体無理に贈賄の被疑者として調書を取られたというのが真実じゃないんですか。

はい、そうですね。私は、贈賄の被疑者ということで最初から宣言と申しますか、そういうふうと言われて取調べをずっと受けておりました。

以 上

せん せい
宣 誓

りょうしん したが しんじつ の
良心に従って、真実を述べ、

なにごと かく
何事も隠さず、

また、なにごと っ くわ
また、何事も付け加えないことを

ちか
誓います。

し めい
氏名 大谷正義 